

銚子市広報ちょうし広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、銚子市民間企業等の広告の取扱いに関する規則（平成20年銚子市規則第41号。以下「規則」という。）第4条の規定により、広報ちょうし（以下「広報紙」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の対象)

第2条 広告を掲載する広報紙は、毎月1日に発行する広報紙とする。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。

(広告掲載の規格)

第3条 広告の規格は、原則として次の表のとおりとする。

区 分	大きさ	刷り色
A 広告	縦 4.5 cm×横 8.5 cm	市の指定する 2 色
B 広告	縦 4.5 cm×横 17.0 cm	市の指定する 2 色

(広告掲載のページ、位置及び枠数)

第4条 広告を掲載するページ、位置及び枠数は、別表に定めるとおりとする。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、広報ちょうし広告掲載申込書（別記様式第1号）により、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 業務内容等を明らかにする書類等（会社案内、パンフレット等）

(2) 掲載しようとする広告案

2 前項の締切りは、広報紙発行日の2か月前の15日とする。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。

3 広告の申込みは、1掲載号につき1枠とし、同一年度に発行する複数の掲載号において行うことができるものとする。

(広告掲載の決定等)

第6条 市長は、前条第1項の申込書の提出があったときは、速やかに申込書の内容を審査し、広告掲載の可否を決定しなければならない。

2 前項の広告掲載の決定は、原則として先着順とする。

3 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その旨を申込者に広報ちょうし広告掲載決定通知書（別記様式第2号）により通知する。

(広告原稿の提出)

第7条 前条の規定により掲載の許可を受けた者（以下「広告主」という。）は、広告原稿を市長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

（広告料）

第8条 広告料（1掲載号1枠あたり）は、次の表のとおりとする。

区 分	市 内	市 外
A広告	10,000円	15,000円
B広告	20,000円	30,000円

2 広告主は、広告料を市長の指定する期日までに、一括納入するものとする。

（広告掲載の取り消し）

第9条 市長は次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定された期日までに広告料の納付がないとき。
- (2) 指定された期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 広告主及び広告の内容が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるとき。
- (4) 各号に定めるもののほか、広報紙への広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

2 市長は、広告の掲載を取り消したときは、広告主に広報ちょうし広告掲載決定取消通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

3 第1項の取り消しにより、広告主に損害が生じても市長は一切の責任を負わないものとする。

（広告掲載の取り下げ）

第10条 広告主は自己の都合により、広報紙への広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により市長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告料は返還しない。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要とする事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

この要綱は、令和2年9月15日から施行する。

この要綱は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

広告の掲載ページ、位置及び枠数

（ 1 6 ページ構成の場合）

掲載ページ	掲載位置	掲載枠数
1 2 ページ	最下段	A 広告× 2 枠又は B 広告× 1 枠
1 3 ページ	最下段	A 広告× 2 枠又は B 広告× 1 枠
1 4 ページ	最下段	A 広告× 2 枠又は B 広告× 1 枠
1 5 ページ	最下段	A 広告× 2 枠又は B 広告× 1 枠

（ 2 0 ページ構成の場合）

掲載ページ	掲載位置	掲載枠数
1 6 ページ	最下段	A 広告× 2 枠又は B 広告× 1 枠
1 7 ページ	最下段	A 広告× 2 枠又は B 広告× 1 枠
1 8 ページ	最下段	A 広告× 2 枠又は B 広告× 1 枠
1 9 ページ	最下段	A 広告× 2 枠又は B 広告× 1 枠

（ 2 4 ページ構成の場合）

掲載ページ	掲載位置	掲載枠数
2 0 ページ	最下段	A 広告× 2 枠又は B 広告× 1 枠
2 1 ページ	最下段	A 広告× 2 枠又は B 広告× 1 枠
2 2 ページ	最下段	A 広告× 2 枠又は B 広告× 1 枠
2 3 ページ	最下段	A 広告× 2 枠又は B 広告× 1 枠

注：広報紙の編集上、支障があるときは掲載ページ、位置及び枠数を変更することがある。



